

東部健康福祉センターだより

～誰もが心身ともに健やかに暮らせる地域のために～

<第42号(平成28年3月30日(水)発行)>

静岡県東部健康福祉センター(東部保健所)発行
〒410-8543 沼津市高島本町1番地の3
(電話)055-920-2074 (FAX)055-920-2191

静岡県東部健康福祉センター

検索

不正大麻・けし撲滅運動

毎年5月から6月にかけて、全国各地で不正大麻・けし撲滅運動を実施しています。
保健所においても、毎年4月から不正けしパトロールを実施しています。

静岡県では毎年4月上旬頃から不正けしがきれいな花を咲かせます。不正けしは麻薬(あへん)の原料となるため、法律で栽培・採取が厳しく規制されています。

不正大麻・けしを許可無く栽培していた場合、処罰を受けることがあります。観賞用として栽培している場合でも、処罰の対象となります。

自宅や近所の庭や畑等に、不正大麻・けしと疑われるものを発見した場合は、保健所に連絡してください。(メール等で生育場所と写真を送付していただければ鑑定します。)

ソムニフェルム種



鮮やかなピンク色の八重咲きが多い。一重咲きは花びらが4枚で色は赤、桃、紫、白など。

葉が茎を抱き込むように、互いちがいに付いている。茎や葉は白味を帯びた緑色で、毛はほとんど無い。

草丈は100~160cmくらい。

セティゲルム種



花の色は紫色(中央が濃い紫色、外側は薄紫色)が多い。花びらは4枚。

葉が茎を抱き込むように、互いちがいに付いている。

草丈は50~100cmくらい。

アツミゲシとも呼ばれ、管内で多く発見される。

※これら以外にも不正なけしがあります!

【お問い合わせ】 衛生薬務課 (電話)055-920-2107 (FAX)055-920-2194
(e-mail) kftoubu-eisei@pref.shizuoka.lg.jp

一般用加工食品の表示



今年はじめ、食品廃棄物が不正転売された事件がニュースになりましたが、保健所では、食品製造業者や卸売・小売業者に対して、次のとおり指導しています。

業務用と呼ばれる食品であっても、消費者へ販売される可能性のあるものは、一般用加工食品として食品表示基準に定められた消費者向けの表示が必要です。

製造業者や卸売・小売業者は、次の内容について注意してください。

＜製造業者の方＞

業務用として販売する商品には、一般用加工食品としての表示義務を満たしていないことを書面等で明示しましょう。そうでない場合は、一般用加工食品としての表示をしましょう。

＜卸売・小売業者の方＞

直接消費者へ販売する場合、又は販売先が消費者へ販売する可能性がある場合は、一般用加工食品の表示がされた食品であることを確認して仕入れましょう。

製造者と合意の上、一般用加工食品の表示が無い場合、自社の責任で適切な表示をしなければなりません。

【お問い合わせ】 食品衛生監視第1専門班(電話)055-920-2113 (FAX)055-920-2194

ふじのくに型人生区分の提案

静岡県では、県の健康寿命が男性71.68年、女性75.32年であることを踏まえ、高齢になっても元気で活躍できる社会を目指して、喜寿までを働き盛りとする「新しい人生の考え方」を提案しています。

老年	百寿者	100歳以上	百歳の長寿をことほぐ世代
	長老	88～99歳	米寿から白寿まで
	中老	81～87歳	傘寿後から米寿前まで
	初老	77～80歳	喜寿から傘寿まで
壮年	壮年熟期	66～76歳	経験を積み、様々なことに熟達し、社会で元気に活躍する世代(働き盛り)
	壮年盛期	56～65歳	
	壮年初期	46～55歳	
青年	青年	18～45歳	社会的に成長・発展過程であり、活力みなぎる世代
少年	少年	6～17歳	小学校就学から選挙権を有するまでの世代
幼年	幼年	0～5歳	命を授かり、人として発達・発育する世代

◎健康寿命の3要素



運動、食生活に加え、趣味や地域活動などを通じて社会とのつながりを持っている人はそうでない人に比べ、長生きであることが県内の高齢者約1万4千人の追跡調査により分かっています。

【お問い合わせ】 福祉課・健康増進課 (電話)055-920-2080 (FAX)055-920-2191